

## 日本コミュニケーション学会ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本コミュニケーション学会（以下「本学会」という。）のアイデンティティを視覚的に示すものである日本コミュニケーション学会ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

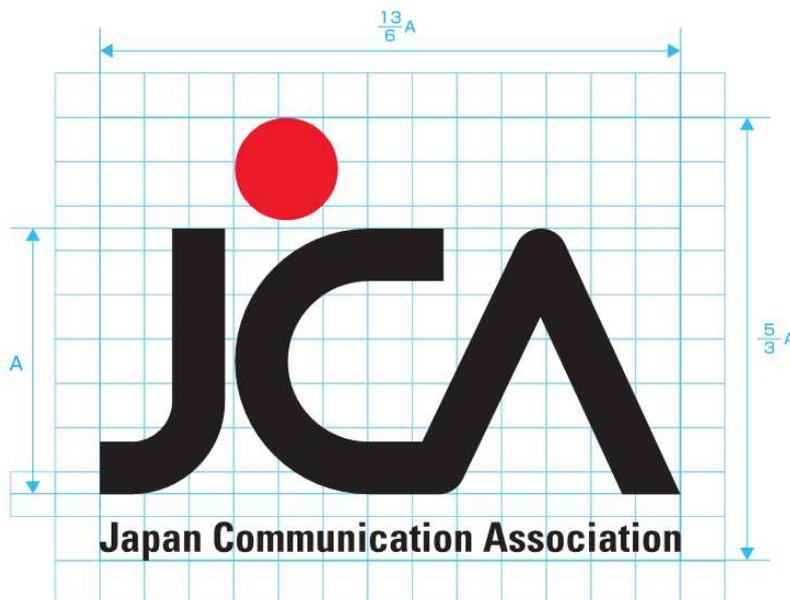
(形状等)

第2条 ロゴマークは、次のとおりとする。



第3条 ロゴマークの色彩及び寸法の割合は、次のとおりとする。

- (1) レッドの色彩はDIC 色番 156 (C0/M100/Y94/K0) とする。
- (2) 寸法の割合は、次のとおりとする。



グリッド線の縦横の比率は1対1。

(使用できる場合)

第4条 学会のアイデンティティを本学会の会員が共有し、社会に広く伝えていくためにロゴマークを使用するものとする。

2 ロゴマークの使用に当たっては、本学会の尊厳と品位を損なわないよう配慮の上、本学会の会員並びにこれらで構成する支部においては広く使用するよう努めるものとする。

(使用許可)

第5条 前条第2項に規定する者が営利を目的としてロゴマークを使用しようとするとき、及び同項に規定する者以外の者がロゴマークを使用しようとするときは、使用許可願(別記様式)を会長に提出し、許可を受けなければならない。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を許可しないものとする。

(1) 本学会の名誉が傷つけられる恐れがあるとき。

(2) その他ロゴマークの使用が適当と認められないとき。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークに関し必要な事項は別に定める。